

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十五号）（抄） 1

○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十条第二項の規定による承諾に関する手続等）</p> <p>第四条 法第十条第二項の規定による承諾は、供託建設業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る発注者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該発注者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。</p> <p>2 供託建設業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る発注者から書面等により法第十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該発注者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定は、法第十五条第二項において法第十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「供託建設業者」とあるのは「供託宅地建物取引業者」と、「発注者」とあるのは「買主」と読み替えるものとする。</p> <p>第五条～第八条 （略）</p> <p>（指定住宅紛争処理機関の業務の特例に係る住宅品質確保法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第九条 法第三十三条第二項に規定する場合における住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）の規定（罰則を含む。）の適用についての技術的読</p>	<p>（新設）</p> <p>第四条～第七条 （略）</p> <p>（指定住宅紛争処理機関の業務の特例に係る住宅品質確保法の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第八条 法第三十三条第二項の規定による住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）の規定（罰則を含む。）の適用についての技術的読替えは、次</p>

替へは、次の表のとおりとする。	読み替える住宅 品質確保法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第百四条第一号	第八十二条第三項	履行確保法第三十三条 第二項の規定により読 み替えて適用する場合 及び第八十二条第三項 前条まで（第百四条の 規定を履行確保法第三 十三条第二項の規定に より読み替えて適用す る場合を含む。）
	第百七条	前条まで	

の表のとおりとする。	読み替える住宅 品質確保法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第六十八条第三 項、第七十一条 第二項、第七十 三条第二項、第 八十条第二項	前項	履行確保法第三十三条 第二項の規定により読 み替えて適用する前項
	第八十条第一項 第一号	その指定を取り消し、 又は期間 全部若しくは 第六十六条第三項にお いて準用する第十条第 二項若しくは第二十三 条第一項、第六十六 条第四項、 第七十八条	期間 全部又は 履行確保法第三十三条 第二項の規定により読 み替えて適用する
	第八十条第一項 第二号	第七十八条	履行確保法第三十三条 第二項の規定により読 み替えて適用する第七 十八条
	第八十条第一項 第三号	前条	履行確保法第三十三条 第二項の規定により読 み替えて適用する前条
	第八十条第二項	規定により指定を取り 消し、又は 若しくは	規定により 又は
	第百四条第一号	第十四条、第四十八条 （第六十一条第三項に おいて準用する場合を	履行確保法第三十三条 第二項の規定により読 み替えて適用する第六

(住宅紛争処理支援センターの業務の特例に係る住宅品質確保法の規定の適用についての技術的読替え)
 第十條 法第三十四條第三項に規定する場合における住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える住宅品質確保法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十四條第三項	この節	この節及び履行確保法
第八十五條第一項	解任	解任(この項の規定により国土交通大臣の認可を受けて支援等の業務に従事している役員が特別支援等の業務にも従事する場合における当該特別支援等の業務に従事する役員としての選任及び解任を除く。)

(住宅紛争処理支援センターの業務の特例に係る住宅品質確保法の規定の適用についての技術的読替え)
 第九條 法第三十四條第三項の規定による住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える住宅品質確保法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十七條第一項	第八十三條第一項第一号から第六号までの業務(以下この節において「評価住宅関係業務」という。)	第八十三條第一項第四号の業務(履行確保法第三十三條第一項に規定する紛争のあつせん、調停及び仲裁に関するものに限る。)、第八十三條第一項第七号の業務(履行確保法第三十三條第一項に規定する新築住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関するものに限

第七條	含む。)又は第六十九條第一項(第八十二條第三項において準用する場合を含む。)	十九條第一項
各本條	第百三條から前條まで	履行確保法第三十三條第二項の規定により読み替えて適用する第百四條
同條		

第八十七条第一項	センターは、登録住宅性能評価機関からの業務（同項第四号の業務にあつては、履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争のあつせん、調停及び仲裁に関するものを除く。の負担金（以下この条において「評価住宅負担金」という。）を、履行確保法第三十三条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下この条において「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。）から保険住宅関係業務（第八十三条第一項第四号の業務（履行確保法第三十三条第一項に規定する紛争のあつせん、調停及び仲裁に関するものに限る。）、第八十三条第一項第七号の業務（履行確保法第三十三条第一項に規定する建設工事の請負契約又は売買契約に関するものに限る。）及び特
----------	---

第八十七条（第二項を除く。） 第八十七条（第一項を除く。） 第九十一条第二項	登録住宅性能評価機関 前項	る。）及び特別支援等の業務 履行確保法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人 履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する前項
第八十八条	評価住宅関係業務	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する前項に規定する業務
第九十一条第一項 第九十一条第一項第一号	その指定を取り消し、又は期間全部若しくは第八十二条第三項において準用する第十条第二項若しくは第十九条、第八十六条、第八十八条又は前条第一項	期間 全部又は履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十二条第三項において準用する第十九条の規定又は履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十六条若しくは第八十八条 履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十四条第一項
第九十一条第一項第二号	第八十四条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十四条第一項

第九十二条	第九十一条第一項第一号	第八十八条	第八十七条第四項	第八十七条第二項	第八十七条第三項	第八十七条第二項	
評価住宅関係業務	第十條第二項若しくは第十九條、又は	とその他の業務に係る經理とを	登録住宅性能評価機関	前項の負担金	、負担金 納付方法を		
評価住宅関係業務及び保険住宅関係業務	若しくは	業務に係る經理をそれぞれ	登録住宅性能評価機関及び住宅瑕疵担保責任保険法人	評価住宅負担金及び保険住宅負担金	評価住宅負担金、住宅瑕疵担保責任保険法人に対し保険住宅負担金の額、納付期限及び納付方法を、それぞれ	評価住宅負担金及び保険住宅負担金	別支援等の業務をいう。次条及び第九十二条において同じ。)の実施に必要な経費に充てるための負担金(以下この条において「保険住宅負担金」という。)を、それぞれ

第九十一条第一項第三号	第九十一条第一項第四号	第九十一条第二項	第九十一条第二項	第九十一条第二項	第九十一条第二項	第九十一条第二項	第九十一条第二項
第七十五条、第八十四条第三項、第八十五条第二項又は第八十九条	第八十七条第二項	規定により指定を取り消し、又は	若しくは	第十四条、第四十八条(第六十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第六十九条第一項(第八十二条第三項において準用する場合を含む。)	第二十四条第二項、第二十八条第二項、第五十五条第二項又は第十九条第一項(第二十五条第二項、第四十条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。)	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十四条第三項又は第八十九条	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十四条第三項又は第八十九条
履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十四条第三項又は第八十九条	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十九条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十九条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十九条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十九条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十九条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十九条第一項	履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十九条第一項

<p>第百四条第一号</p> <p>第八十二条第三項</p>	<p>第八十二条第三項（履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第百四条第二号</p> <p>第九十一条第一項</p>	<p>第九十一条第一項（履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>第百六条第一号</p> <p>第八十二条第三項</p>	<p>第八十二条第三項（履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）</p>
<p>第百七条</p> <p>前条まで</p>	<p>前条まで（第百四条及び前条の規定を履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

別表（第一条、第五条関係）
（略）

<p>第百六条第三号</p>	<p>第十四条第三項、第六十一条第三項又は第八十二条第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第三項の規定により読み替えて適用する第八十二条第三項において準用する第十九条第二項</p>
<p>第百六条第四号及び第五号</p>	<p>第二十二條第一項又は第四十二條第一項</p>	<p>履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第八十二条第三項において準用する第二十二條第一項</p>
<p>第百七条</p>	<p>第百三条から前条まで</p>	<p>履行確保法第三十四条第三項の規定により読み替えて適用する第百四条又は同項の規定により読み替えて適用する前条</p>

別表（第一条、第四条関係）
（略）